童蒙をしへ草

二編 五

大尾

ロ 9
4079
2

11

門口9
號 4079
卷 2

冊號 函

童蒙をしへ草巻の五

福澤諭吉譯

第二十七章 大量ふる事

人或ハ心の狹き者ありて些細の事ふも人の不調法を見出さんとしてうたがはしの失禮をもこまを見て咎めんとして世間の人と同ト職業をきをバ同職の人を羨み其繁昌きるを嫉み一度人ふ辱しめらるゝことあるも永き月日を經きバ忘るべき筈ふるふ深くこま成心の底ふ含で時ありきバ其意趣を返さんときるふど如何ふも賤しむべく又惡むべき舉

動あり心廣き人の擧動ハ全くこゝろふ異あり他人の失禮を見てこゝ紙心ふ留めを或ハ怒ることなるも忍ちこゝを忘れて痕ふく我身ふハ不幸なるも他人の繁昌を見ゝバこゝ紙悦び事を為ゝふ當てハ他人と爭ひ競ゝざるふハ非ざゝども其爭ふや自分ら賤しかゝゝよく人の心を推察して一々其擧動を咎めを或ハ粗忽ふして罪を犯し我身ふ害を及ぼゝこと甚だしき者なりと雖ども其罪を赦して問を何等の事故なるも權謀術數ふと賤しき策畧を以て自分の趣意を達せんと思ふことなく人の身分ハ賤しくもその心正しけゝバこゝ紙辱しむることなく假令ひ人を叱るも人を惡むことふしこゝ紙一口ふ云へバ其氣分常ふ安らふして他人の身を害し他人の物を奪ふふどの心ハ促して起らざるものふりこゝ紙大量の德義と以ふ實ふ世ふ稀なる德義ふてこゝ紙貴まざる者ハふ

い　ゝませどふやの君「ひとつぷ」ふしき評判を受し事

或人ゝませどふやの君「ひとつぷ」へ言上しけるふ近來國中の學者共樣々の言を流して君の評判をふしくゝる者少ふらざと以ひゝゝバ寛仁大量の「ひとつぷ」ふしき顏色をも為ゝざして云く其評判の虛言ふ真言ふるふハ余ゞ行狀の良否ふ由て分かことなり其流言を咎るふも余ゞ身を慎む

べしと
又或る人一人の家来君を謗りたるに由りこれを追放し給ふべしと勸る者ありしに君の云く先づ急ぐ事なし或ハ我より彼の者を促がして斯る粗言を吐かしめしやも知れずとて色々と詮索せしに案の如く此家来ハ嘗て君のために功を成して褒美を得ざりし者なりけれバ君ハ大に後悔し彼の罪に代るべき余が罪なりとて即刻これに褒美を賜ひたりとぞ

⑤うねるきむ と おどるひん の事

紀元千六百年の時代英吉利に内乱ありて其國王ふる第二世ぜんむきを追出し第三世「うねるきむ」代て國王の位に即きけれバ國中に觸を出して先の王と音信を通ずる者ハ大逆の罪たるべしとの旨を布告したりさきども國の貴族等ハ私に「ぜんむきを」と文通ふどする者多く其中にも「ごどるひん」と云へる貴族ハ兼て正しき人物なりしが一筋に「ぜんむきの」方へ左袒し度々密書の往復もありて國王「うねるきむ」の聞に達しけれバ或日「うねるきむ」この人を内談の座敷へ召し探得たりし密書を出してこれに示し國の大法を犯ハ宜しからざることなれども先君を慕ふの義氣ハ感ずるに余りあり願くハ汝が如き人物を以て余が朋友と為したき

ものゝありて其密書をば眼の前にて焼棄この度の事を心頭に掛けざるの證據を示しけるをば流石のごとくひんも玉の大量に心を奪つきに以前の操を改めてこゝに從ひ腰心の家来となりしを

はずむうねらせるへの事

はずむうねらせるへ」は佛蘭西に稀なる美人なり又この時に「へもそう」と名高き醫師ありて彼の美人に親しく相互に戀慕ゝども双方の身分不釣合なるがため夫婦の約束も出来ぐさく醫師も自分ここに思切らんとして婦人の家に近づかざること數年なりしが或時婦人病に罹りて格別の容体にはいらざれと刺絡もべき病症なるゆゑ彼の医師を招待してこゝに頼みたり醫師は久しく根ねて婦人に逢ひ魂も空に飛ぶばかりにて狼狽の余に脉の筋を取違へ動脉を刺したりけるに出血の甚だしきは勿論命も危きやとなるに婦人は更に驚く色もなくして三日を經てはよくむづかしき容体となり腕を切落さるれば養生も叶ひ難き場合に至りたゝも醫師に對して不足なる顔色をも顕さず尚も其療治を求めけるに病症はますます進み最早一昼一夜の間に命も終るべき難症に陥り醫師の心苦しきは譬へん方なく胸を割き腸を断つの思を為し心配しけるに病

人も醫師の顔色を見てうそも助うるべき路もなしとぞ悟
て家内の者へ遺言し終て傍の人を拂ひ醫師を枕下ゑ呼
でこゝゑ告げて云く最早この世の暇乞ふまゝ我も亦心の
中を告げざるべからゝを君ハ斯る誤を為せしと歎ども我ま
於て露ばかりもこゝ恨と思ふ假令ひ今この世を去る
も未来ハ更ゑよ世界ゑ行くべきことふまゝ我が身ゑ取
て ハ却て幸福ふり唯残念ふるハ世間の人の君を見ること
と我が君を思ふが如くふゝもしして或ハこの度の一条ゑ由
て君が家業の名を落ることもいふんうと思残ることハ唯
この一事のゝ故ゑ我ハ成るたけ君の心配を少ふくせんが

ためゑ遺言の中ゑも其次第を記せしことあるこの世の縁
もこゝを限を随分ゝめゑ暮し給へとて死生の別を告げたり
ゝ
婦人の死後ゑ至て其遺言の書面を改めしゑ大造ふる遺物
を此醫師へ遺し與ふるとの次第を記せりそもくこの婦人
の死したるハ全く醫師の所為ふゝとも其實ハ罪ゐるゑ非
ゝ其罪ふき我知て斯く取扱ひしハ婦人の大量美徳とい
ふべきふり

(12)若き画工三人の事

伊太里ゑ名高き画を學ぶ學校ゐりて稽古をる者甚だ多し

其稽古人の内ふ「がいどつと」ふる者或と紅画をかきーふ見
車ふ出来て先生方も皆こまふ驚きこの様子ふて追々執行
と遂げふハ行末ハ必ず銘人ふもふるべーそてこまを賞め
ざる者ハふー
然るふこの學校ふ二人の稽古人ゆりて一人を「ぶろねろ」と
いひ一人を「ろきんぞ」といひ二人ともに「がいどつと」の友達ふ
りーゞこの度の画のことふ付き両人の思ふ所大ふ異ふり
「ぶろねろ」ハ「がいどつと」よりも少ト先輩ふて画も相應ふ出
来る者ふりーゞ彼の「がいどつと」の画を見て大ふ力を落ー
こまゝで画のためふハ自分も評判を取をーことふまども

朋輩の内ふ一段たちゆゞをー者ゆりてハ己ゞ譽も衰ふる
ことふりんと賤しき心を抱きて只管「がいどつと」を悪ミ何
とりして彼ゞ評判をゆりーくせんものをと思ひ始まども彼
の画ハ實ふよゝ出来ふて既ふ諸先生も譽めーことふまバ
今更こまゝ不出来ふりとて謗るべき由もゆりまを乃ちゆー
きエ夫を運らー何とふく言を流ーて彼の「がいどつと」の画
ハ自分一人ふてかきーものふゆりまを或る先生の加勢ふ由
て一時の評判を取をーことふまども其實ハ僥幸ふりと云
觸らーけり
ふきふ引替へ「ろきんぞ」ハ「がいどつと」年若き書生ふまども「がい

どつとゞ画の巧ふるを見分け心の中より感服してこを称美をることと限ふし諸方ふて彼の画の評判高けきバとを聞くふ就ても何卒斯る画工ふなりたきものと思ひ頻ふ出精して怠ることふし固より「がいどつと」の上ふ出んとハ敢て望む所ふはらざれども唯願くバ同様の者ふあらんと一筋ふこの人を目当ふして己ゞ藝を研き「がいどつと」のことを口ふさん云へバ以つもこを譽めざることふく彼の「ぶろねろ」ゞ色々と言を構へて「がいどつと」を謗るを聞き常ふこを堪へ難く思へり

右の如く「ろをんぞ」ハ一心一向ふ画の藝を研き毎日稽古の場所へ通ふ人より前ふ行き人より後ふ帰り家ふ帰りても徒ふ時を費さを唯稽古ふのゝ身を委ねけをどもいまだ其藝を以て自からふ満足せざ幾度とふく試みてハ又試み或ハ躬からふ自分の画を見てさてく及ざることふ此画を以て「がいどつと」の筆ふ較べふバ其及ざること幾段ふるべきやふゞ歎息せしゞ月日を重ねるふ従ひ次第ふ上達して自分ふもいさゝか満足し世間の人も其画を譽る者ふ少からざ乃ち又躬ゞ力を附て云く余も人ふ「がいどつと」も人ふ何ぞ必ずしもこをふ及ぶべからざるの理もいるまじく

がいどつと」ハ甚く上達して今ハ學校の中ふても其右ふ出る者ふくぶろねろ」も一時ハこゝ〳〵竟ひしらども迚も及ぶこと〳〵ハきらめ唯が」いどつと」の画を見きバ妄ふこゝを誘ひ引しき評のゝしして自かゝ其藝の拙き成覆たんとのゝ〳〵けるふ」ろまんそ」ハ絶て議論を好ま人の知らざる題ふて獨ま其藝を研き自分のかきゝ画をバ」がいどつと」の画の傍へ持来りしこともなゝ

この學校の仕来ふて一年ふ一度稽古人の画を坐鋪へ掛け諸先生の監定ふて其甲乙を取極め最上の者へ褒美を與ふることゝ〳〵ハ〳〵画の展覧といふ」がいどつと」も此度の展覧へ持出さんとて力を盡して一枚の画をかき當日の前晩ふ至ま漸く成就して其仕揚ふ色をよくまるため脂を引き其〳〵彼の坐鋪ふ掛けて明朝の展覧ふ供へたり然るふ」ろぬろ」ハ」がいどつと」ハ去まゝ跡ふて竊ふ坐鋪へ入ま其画ふ何ゝ腐蝕藥をふりかゝて散々ふこま成残ひしこゝ惡むべき所業ふれ

」ろまんそ」も同ゝく力を盡して画を作ま其心願ハ唯」がいどつと」の画ゝりも〳〵ゝ下ふ落ちざるやうふと思ふの〳〵扨その夜も明て當日の朝ふ至り廣く明るき大廣間へ諸先生ゝ追々入来ま拙並べたる画を次第次第ふ見分して何き

もがいどつとの作ハ格別見事あらんと初より心の中ふ待ちまふけ居たりしふ豈圖らんや画の面煙の如く村雲の如くして生たる筆意とてハ少しも見へざりけるバ諸先生も案ふ相違しこハ同人の作ふハ非らざるべしとて唯驚くたりうかりがいどつとも此様を見て歯をかゝ腕をふざりて憤ふきぐも更ふせん方もなくぞ唯惡むべきハ彼のぶろぬろたりゝ志きはーたりゝと獨り座鋪の隅ふて他人の心配するを見て心ふ悅ひ居たりうゝ不敵あきられふ引替へぶろもんぞハ本人らも却て心をいたゝめ大音揚てこハ人の所為ありこハ人の惡計あり諸先生もよく見給へ古の画ハがいどつとの作ふ比べ給ふべしと唯獨をふて頻ふ其言譯を為せり

見物の人々も皆ぶろもんぞゞ大量ある感ト且ハがいどつとの不幸を氣の毒ふハ思へども當日の規則ふて何分ふも斯くきたふさ作へ褒美を與ふることも出来兼尚其外の画を見かせしふ衆評ふ由てぶろもんぞの作を第一と定りてこきふ當日の褒美を與へたり然りふぶろもんぞハ一旦この褒美の品を受取り直ふこきがいどつとへ授けて云くこの一見したりしふ其見事ありしこと譬へんかさあしこ今この画ふても其周圍の筆意を見て斯く疵付かざりし以前の巧拙を判断し給ふべしと唯

品ハ余ガ取るべきものヲ以て若し君の画ヲ賤しき擧動を為せし者もあくバこの褒美ハ固より君ガ手ヲ落ること疑もなく假令ひ然るときハ君ハ第一ヲして余ハ直ヲ君の次ニ出バ余ガ身ヲ於て何の面目ありこれヲ若ん後余も出精して君と等を同ふするの望あきヲ以てざれども唯公けヲ藝を竟ふべきのみかりそめヲも鄙劣ふる擧動ヲ陷ることなくん是余ガ心の中の實あり

監定の諸先生も「ろきんぞ」仕打を見てこれを譽めざる者なしてハ以て遂ヲ一同相談の上ヲてとの度限を同様の褒美を二通り差出ことヲ決定して其一ハ「がいどつと」ガ画の巧ふるガためヲこ成興へ其一ハ「ろきんぞ」ガ德義の美なるガためヲられを與ふべしとして當日の事を終ル

渡犬の煩さ事

「ふらんしを」と以へる子供その先生ヲ伴ひ或村を通行せし折しも二三疋の痩犬恐ろしき氣色ヲてこれヲ吠拒り或ハ咬付かんとし或ハ飛付かんとして其煩さしきヲ堪へを「ふらんしを」ハ杖を振廻し或ハ石を拾ふてこれを追へバ直ヲ逃去るども振返りて二三間も歩めバ又後より附来ることを如何ともすべかりを兎角する間ヲ或る百姓家の畑の邊まで来て彼の痩犬も去りたり然るヲこの畑の傍ヲ肥え

太りたる一疋の飼犬ひゐくさぐつかうして眠り居たるバふらんしきハ復さ犬ふ恐き先生の側ふまり付て其頸を通り過ぎしふ犬ハゆうくとして此方を見向きもせざりけゞ両人ハ又進で鳥獣を飼ふ原ふ至ましゝバ一群の鵞鳥人を見て鳴き騒ぎ何きも長き頸を揚て両人の方へ向ひ来る其有様かうしくもけう又馬鹿らしくも見へけきバふらんしきも笑ひあゞら杖をもて一寸其頸を打ち其まゝ通り過ぎて少しく先きの方へ至きバこゝふハ數疋の牝牛一疋の牡牛ふ伴ふて群ゞ居たりふらんしきハ又少しく恐るゝ様子あうくふども牛ハ平氣ふて草を喰ひ其頭をも揚げざりけり

先づこの頸も無事ふ通り過てふらんしきハ先生ふ向ひ彼の飼犬も牡牛もおとふしくして鵞鳥痩犬の如くあゞざりしハ實ふ仕合ちうしゝゲさをあうゝ同じ畜類ふて斯く相違けるハ何故ふろやと尋ねけきバ先生の云く都て弱く賤しき畜類ハ自分の身ふ頼むべき力もあく勇氣もふさゆゑ始終他の者より害を加へらきんこと恐き我より先ふ他を犯して身の災難を遁きんと思ひ動もきバ何物ふ向ても騒がしく敵對をることあきども其實ハ憶病ふして相手のものを恐るゝふうこきふ引替へ自分の身を護るゝけの力

を備ふる畜類ハ已ゞ身を頼みして他のものを疑はざるゆ
ゑいつも平氣ふして身分の位を失はざるやうとハ唯畜類
のみあらぶ人も亦然り弱く賤しき人物ハ常ふ他人を猜ひ
其顏色いつも不平あり自分より立上る者ハ是ばこを以恐
きて安ふ置を憶病の餘りふハ相手の人へ失禮をも加へて
只管身構をせんとするものふり唯大量の君子ハ然らぞそ
の心常ふ靜ふして人を犯さぞ人を害よることなく人ふ害
せらるゝ事あるとき或ハ僅ふ害を被ることハるもこを以捨
てゝ問はぞ其故ハ假令ひ害を被ぞて遽ふ彼是いふてちを
を取紛さぞるとも元自分の身ふ頼むべき力量ハるふ由り

何時ふても然るべしと思ふふ事の条理を取紛さんと
する覺悟ハをバあり

（へ）たゝかふの幸行の事

両國戰爭ふ及ぶとハ互ふ力を盡して双方の害を為し或
ハ軍勢を出して敵の國を荒らし人を殺し物を分捕し或ハ
軍艦を出して敵の船を打碎くふど乱妨狼藉至らざる所ふ
し斯く双方の人氣荒立ち惡事を犯ぞ其中ふ敵ふ對して正
しく事を行ひこゝろふ深切を施さんとする者ハ實ふ大量ふ
る人物といふべきあり
頃ハ紀元千七百四十六年英吉利と西班牙との間ふ戰爭起

り互ふ軍艦を出して双方の船を打砕かんとをる打しもろ
んどんの商賣船「ろやさべを」といへる船多く荷物を積て
西印度の「ろやすんかと」「きゆたとの間を通る」船の底を
損じて水船と為をるふ由り乗組の者ハ唯その命を救た
んがためきゆたの港「そわふ」へ乗込たりこの處ハ即ち西
班牙の領分なるバ乗組一同の者も身ハ俘となり船も分捕
かかることなんと固より覺悟を極め船将先づ上陸して
港の奉行ふ面會し船ハ固より引渡すべけれども乗組の人
數ばかりハ假令ひ俘とふるもその取扱を寛ふ為し給るべ
しと請ひまをバ案ふ相違し奉行ハこの船を受取らずして

云へ君の船若し戦争のためふこの港へべをしことあらバ
去をを分捕すべきハ當然ふ也ども唯是商賣船の難船した
るものふて君等ハ漂流人ふ等しき難波ふる身なり余が心
ふ於てハ曾ふこをを害せざるのみならず又こを援助けざ
る可らず故ふ乗組の人ハ安んとてこの港ふ止を今日より
船の修覆ふ取掛り或ハ修覆の入用と拂ふがためふ荷物を
賣るも勝手たるべく修覆出来の上ハ何時ふても自由ふ出
帆することを我西班牙の船ふ異ふることなかるべしと
右の次第ふて船の修覆も出来て出帆せんとをるふ奉行
ハ尚も心をとどめ印鑑を作り近海ふて西班牙の軍艦ふ行

逢ふことなるもとの船ハ害を加ふ可らざるとの吉を記し
の印鑑を渡して船を送出せり
右の如く「忍ぶ者を」ハ思ひぬ不幸の中ハ幸を得て難あく
「ろんどん」へ帰ぶしハ全く「そわあ」の奉行の大量ハ由て出来
しことあり

第二十八章武勇の事

危き所恐るべしとハ向ふ者を武勇の人と云ふ事の趣
意宜しきハ叶へバ勇氣を振ふて危きハ向ふを良とも警へ
バ同類の人の災難を救ふて其死を免うしめ或ハ強盗を
防ぐ自分の命と物とを護り或ハ敵の軍勢を追拂うて我本

國を守るが如きハ何ども趣意の宜しきものなれ共ものが為
ハ勇氣を振ひ危き所を犯して憚るとも所を良とするハ
ものさまざまなれ共事の趣意宜しかるべきハ假令ひ勇氣を振
ふもとも成譬ハ足らざる譬へバ物を奪ふんがためハ働く
強盗ハ強くして勇氣ハ多くく徒ハ他國を害せんがためハ
攻へる所の軍勢も亦強くして勇氣ハ多くべしと雖ども
唯その働の猛きのみにて武勇とハ云ふ可らず古より
武勇の大将として名高き人ハ多けれども其實ハ武勇あらざる者
多し假令ひ軍ハ勝つと雖ども真の武將とハ云ふ可らざるなり

㋑「ぐるんをたるてんくの事」

千八百三十八年の九月「オハイオ」吉利の「のふをはんべるらん」どの近海ふて大風ふ逢ひしるハ船の作も堅かるを且蒸氣の器械も整そしるためふ波風ふ堪へ兼して遂ふげるといふ岩山ふ吹つ付けられ船ハ砕けて桀組の人數も海ふ溺るし者多く一人もたるかるべき様子ふ見へざりきこの岩山ふ近きの「のふをさんだらんど」といふ處ふ燈明臺ハり其番人ハ「だるてんくぐ」なる者ふて一家内共ふ燈明臺の下ふ住居したりしとの風雨の曉ふ彼の「げるかを」の方を眺るハ一艘の蒸氣船荒き浪ふもまも今ふも砕けて流むべき有様あり番人ハ所持の小舟ふて救助けんと一且ハ思立ちしふるどど彼の恐ろしき浪風を見てハそれも叶ふぬとあらうて又思止り如何ハせんと思案の折柄二十二歳の娘「ぐるんを」女ふ「ぐるんを」父ふ勧て共ふ舟ふ乗り自分も撓をかして助ふ赴かんと云ふハ親父も力を得て親子共ふ小舟ふ乗り山の如き大浪の間をくぐりて遂ふ本船の處ぐらぐつけ九人の人を救ふて小舟ふ乗せ難ふく燈明臺へ歸り様々ふ手當して命を全ふるを得たり右九人の外ふ助かりたる者ハ一人もなくぐるバとの娘

の武勇ふうをせハ九人の者も空しく海ゑ沈みし筈なるハ疑ふべきふかうを唯一筋ふる真心ふて人の死をるを傍より観るふ忍びず身を殺しても同類の人を救ちんとをるの働ふ由て功徳を成しをるあり

ともよりして娘の評判天下ふ響き渡り世の人口を開けバ

はもを譽めざる者あ一画工寫真師ハ[illegible]く燈明臺の家ふ来りて娘の寫真を取り似顔を画き或ハ其難船を救ひしときの有様を画ふ寫を者ハ[illegible]國中歴々の人ハ手紙を認めて

この娘ふ贈り其手柄を譽る者も[illegible]或ハ諸人相談の上六百[illegible]んと余の金を出合せてこをふ贈りし者も[illegible]其面目

盛[illegible]ふ[illegible]ふべし[illegible]古ようとの娘ふ為せしかとの事ふ[illegible]ざるも一度世ふ功を立てし者ハ数千歳の今日ふ至るまでも世上ふ其名を忘るゝことあしきをバ今この娘の武勇も其芳しき名を數千歳の後ふ流して朽ることあらるべし

斯く勇しき娘あるとも自かゝ謙退をる徳義も亦人ふ優れたること神妙なる世間ふ自分の評判高きを聞き却て驚て云く余ハ唯當然の事を為したるのゝ非常の働ふ非と

㋕ 尾師の子「たむ」の事

英吉利の國「ちんちゐをとる」の「ざくとる・ゐいけん」親しく自

分の見し事ありて左の話を記せり

この里に一人の職人ありて燒瓦を積立るを以て家業とし隨分よき職人にまさりも酒を好み毎日稼ぎたる錢は皆こを酒屋に費して一文をも殘さず妻子は唯銘々の働にて喰ふまゝに捨置きいさゝかもこを顧ることなし誠に言語に絶えたる次第なれども如何せん職人にはこれ珍らしからぬことなり

右の次第にてこの職人の妻子も飢寒の難渋に陥るべき場合なりしが唯長子の「たむ」を頼みして一家内の患を免れたり

このたむなる者は幼少のよりより父の手に就て瓦の職の手傳に使はれ早く其仕事を覺へて十三四歳の時にはこれに相應ふよき賃錢を取るべきはずなりけれども已が取るべき錢をば成丈け父に渡さぬようにして自分の手に握りたる些細の錢にても盡く毎に與へて家内の費に用ゐるようにせり或は彼の畜生に等しき父が酒に酔て家に歸り太平樂を唱へて人を罵り母も子供もこを打ちんこと恐れて其側に寄付き得ざるようにもたむなりしかば近く其左右に寄りて言葉を和らげ顔色を柔らかにして樣々に慰め遂に床に引入れて穏りに休息せしむるにて唯獨りにて心配をかけ母もこれを悦び蔭にも日向にもたむはこ

の家の心棒ありてこれを愛する事道理あるを

或日たむハ仕事ゐ行きゐつくひを頭ゐ載せて高き梯子を上るゑれ足をふみすべりて下ゐ積立たる古瓦の上ゐ落ち腰骨をうちくだかゐ打て惣身血ゐ染め氣絶しけるバ其場ゐ在合ふ人々も驚き走集りて先つ面ゐ水を吹掛ぶせしゐ漸く呼吸を吹返して周圍を見廻し聆るゐ聲ゐて泣て云くたより少ゐき母の身ハ如何ゐあるべきやと扨怪我人をハ家ゐ連歸り醫師を呼で療治をる折柄も母ハこゝゐ抱付ゐぬをうるゐて泣つ叫びつ狂氣の如くゐありけるバたむハ苦痛の顔色を見せぞして母ゐ向ひ痛く泣き給ふゐよ必ず全快して又働くゆうゐあるべしゑて療治を終るまでの物の間ゐ痛きとも苦しきとも唯一言の言葉もゐかりくしと云ふ

たむハ賤しき職人の子ゐて固より讀むことも書くことも知らざる者ゐ是ども余が說を以て評をるバ古武勇の人と云ぞる可らず

第二十九章我本國を重んぞる事

我身の生まれて成長せし所の本國を重んぞるハ天然の人情ゐあり假令ひ其國の民ハ開けをして蠻野ゐあるも假令ひ其國柄ハ賤しくして他國の人の目を以て見るバつまらぬゆう

ふ思ふ者ども其本國の人ふ於てハ自かゝることを重んぜざる者かしこれを報國の心と以ふ報國の心もこゝ程よくして道理の圍の内ふ繋ぎかくるハ大ふ益ひるものふて報國の心ひとをバ人皆其國の土地を大切ふして假令ひ主ある地面ふてもこゝを粗略ふ思ふことなくこの心ひとをバ外國の敵を防ぐふ勇氣を生じ國中一般の為を思ふて同國の人々互ふ相親しむの情を生ずべし譬へバ和蘭の人ハ他の國よりも和蘭の國を重んじ他國の人よりも和蘭の人を親しゝ和蘭を防ぎ守るためふハ一命をも抛ち唯一心ふ和蘭の繁昌を願ひ和蘭人の幸福を祈るべし其政府ふ對して深切の心を施くも和蘭國の政府ふるが故ふ其國の政を評議し宗旨の教を進め世間の萬事を取扱ふがためふ行なる所の政度風俗を良とするも和蘭國の政度風俗ふるが故ふ右の次第を以て和蘭の人ハ太平無事の民と為りて政府ふ逆ふことなく人々互ふ力を合せ心を同ふして一國の繁昌を致をふ假ふ他國の政府より和蘭を支配もることハ假令ひ其政度風俗ひとしかるとして其本國ふハよく相應するも和蘭の人ハ決してとゝふ歸服せざるべし本國を重んぜるの心も上ふ記せる如くこゝを程よくゝゝバ大ふ益ひるとゝ雖ども若し其度ふ過て道理を顧みざるふ

至るとなんハこれがため害を生ずることハ甚だ多し假令ひ我
本國を重んぜるも前後を顧みずして國の瑕瑾となるべき
舉動ハなるべからず國民の成行ハ害となるべき罪を犯すべ
からずとハ報國の心なくして活くる眼なきものといふべし
我國を大切に思へばとて妄に他の國を賤しむべからず妄
に他國の人を嫌ふべからずこれ一人の身の上に譬へて
云ふんに恰も我一人を高く構へて他人ハ我に等しき德義
なくして我に等しき面目を得べからざるものと思ふが如
し固より正しからざる事柄にて我國を犯す者ハこれ
を防禦するハ論を俟ざることなれども格別の趣意もなく
ざるに我より先に他國を攻んにおゐて妄に兵を擧ざるや
う心を用ゆべきあり凡そ世の中に戰爭ほどいとしきものハ
なく万々止むを得ざるに ハ必ずこれを企つべ
からず又我國に於て産物の道を開き交易商賣の法を盛に
して自國の利を謀るハ勿論のことなれども産物商賣の事
に就き他國を害して我國を利するものと思ふ如
他國の繁昌ハ我國の利益なり其次第ハ何ものの國にても繁
昌ハ其國の人ハ富を致して我國の人の賣る物を買ふ
べきの故に諾る所ハ我國も彼國と其繁昌の幸福を共に
るの理なるべし

右ハ論ずる所を一口ニ云ヘバ一人の身の上の規則を以て一國の上ニ及ぼすものなり凡そ人たる正しき道ハさへ背くべきものハ我身を愛し我利益を求るハ於て差支ハなけれと雖ども獨り我ためを謀るのミあらず兼て亦同類の人を愛し我力ニ叶ふことを欲をバ他人のためをも謀らざるべからず國も亦斯の如し凡そ一國たる者ハ正しき道ニ背くべからざるをバ自國を愛し自國の利益を求るハ於て差支なしと雖ども唯獨り自國のためを謀るのミあらず兼て亦他國を親しミ力を盡して他國のためを謀りあらそ求ハ其不幸を祈るべからざる斯の如く相互ニ其よろしきことを祈るハ双方のための利益あり世間の人々皆幸福を得てもろもろ世を渡るとき凡ハ我身も亦其もろもろの人の間ニ交りて共ニ其幸福を與ふるべく他の國々皆繁昌して太平無事を樂むとき凡ハ我國も亦繁昌して共ニ太平無事を樂むべきハ

ⓘ「ぎりいきの」将軍船を焼かんとせし事

往古「ぎりいきの」内の「ひぜん」國の将軍てミをそくろをハ武將たるものも正しき人物ニ叶ハざるを妄ニ自國のためのミを思過せし余ふ理非を顧ふ其隣國ふるしせでもんを滅さんと欲して頻ふ工夫を運らし或日國民寄合の席ニて今

當國の威勢を盛ふして「らせでもん」を押倒さゞるべき一の策略
いるべきも其策略極て秘密あるべこの席ふて口外さゞるべからず
を願くバ列坐の面々ふて一人の人物を撰で余が相談相手
ふ命ド給もるべーこの人若し余が策略を良とせバ則ちそ
の通ふ取計ひ後の日ふ至り諸君ふ於て異論いるべからず
ぞと云ひけきバ列坐の人ハさきもバ可て兼て諸人の信仰せ
る所の「いりをたいどを」ふる者を撰で相談相手の役ふ命ド
たり「てををゝるを」ハ「いりをたんどを」を近く招きこゝふ
秘密を告て云ふやうハ今近處の港ふ碇船せる「らせでもん」
の軍艦並ふ「ぎりいき」諸國の船を不意ふ襲ふて殘らず焼拂

ひふバ此國の勢たちまち盛ふ成りて「ぎりいき」の諸國を押
領すべきあると必定ありといりけきバ「いりをたいどを」ハ可
否の返答もせずして彼の寄合の席ふ歸り國民ふ告て云く
この國の利益を思へバ將軍の策略ふ若くものふしと雖ど
も亦この策略ふど正しかゝさるものハふるべしと云ひ
けきバ列坐の人々も其事の次第を問をぞして即席ふ評議
を変し將軍の説を拒をたりとぞ
歴史家の「ろるとん」ふきを評して云く九を歴史の中ふ斯く
までも驚くべく又警むべきことハいるゝを彼の「ぎりいき」の
評議ふて「いりをたいどを」の言を聞き義を先ふして利を後

ふべしと決したる者ハ學者ふハけらぎして尋常の國民
あり文字を知きる學者あるバ義理を辨別まぐきも當然の
ことなきども無學文盲の土民ふて固より其本國を重んト
只管國のためとのミ思込し者共おろふ唯一言の言葉を聞
き義理ふ背くがためふろて本國の利を棄たるハ實ふこき
を神妙と以ふべきあり

ろ　かきいの義士の事

紀元千三百年の時代英吉利王第三世「ゑどわると」佛蘭西ふ
攻入り「かきいの」城を圍むこと一年余ふして克たぎこきが
ためふ英吉利の兵士を失ふことも夥多しけきバ英吉利王
の怒ること一方あらぎを兎角をる間ふ城中ふ兵粮つきてせ
んかたふく降参の伐を申入きしらバ英吉利王ハ容易ふこ
きを聞入きをして云くいよく以て余が差圖のまゝふ從ひ
ふバ降参も許まぐけきども若しさもふくバ城内の人を盡
く殺し其物を盡く分捕まぐしとけらけきバ旗本ふ列る大
將分の人もこきを聞きそハけらまり慈悲なき仕方ありて
様々ふなやめしふ付王ハ又勘辨してさゝハ一段の用捨を
以て左の如く申渡まぐしとの命けり即ち其箇条ハ城内頭
分の者六人足ハ徒跣ふて頭ふハ冠りものを着けぎ襦絆一
枚ふて首ふ縄を附け城門の鍵を以て王の前ふ出づべし然

る上ハ王の心次第ふこの六人の者を取扱ひこゝを生りも
もこゝを殺すも唯王の心ふ在るのゝ兎ふ角ふこの命の如
く為さバ許し難き場合ふゝゞも城内ふ殘る者共ハ其降
参を許して命を助くべしそのことあり
この申渡しの書面城内ふ來て諸人寄合の席ふてこゝを讀
みしうバ何も皆打驚き斯る情ふき役前を誰ろ勤る者ろ
らん英吉利王の無理非道何とせんかたもなくて唯歎
き悲むをかりかゝりしが列坐の内ふよをきくんをでさんと
ひいるふる者ろり獨り進ゝ出でゝ云く假令ひ今一身の血
を流し命を失ふともふの城下の災難を救ふて敵の乱妨を

免れしむる人ハ天ふ對して勤を全ふしたる者と いふべし
國ふ對して忠義を盡したる者と いふべし 余ハ余が首を以
て英吉利王ふ渡しかゝゝいの城の償と為さんと列坐の人
もこの口上を聞き誰ろ心を動ろさゝらん涙を垂き聲を發
して其義心ふ感ぜざる者ふし他ふ又五人の義士ろりてび
いるが擧動を見てもくろざしを立て共ふ身を棄てゝ其難
を與ふせんとて英吉利王の差圖ふ任せきゝふる支度調へ
て城外へ出行きたりそもく此時の支度人の目ふらをきゝ
ふけをども其實を考ふゝバ大人貴族の裝束を著るよりも
身の面目と いふべきふり

扨六人の義士ハ襦絆一枚徒跣ふて冠りものをもかぶらず首ふ縄を附けて英吉利王の前ふ引出さゝ一命を差出して城内の者の赦免を願ひ奉るべバ王ハこれを見るより眼を怒らし聲をはゝだて汝等ガ強情ふ籠城せしゞためふ我軍勢の損亡一方あらぬ重々の罪ゆるべからぬぞと左右の者を呼びこの場ふて彼等の首をきれと申渡せしゞバ旗本の面々「ゑゝ」「かしこまる」を始めとして貴族の人々皇太子まで皆彼の義士を憐ミ何卒命をゝゝハ赦し給ふべしと諫むれども更ゐ聞入るべき様もなゝぞ

此時英吉利王の皇妃陣中の見舞として本國より来りて王の側ふ在てこの皇妃ハ國王出陣の留主中ふ國の内乱を平げ蘇格蘭の君をも生捕ふせしゞどの武功もなゝ且ことのきふ若君をも生たきバ王の最も親しゝ愛ゝ所の者ゝとしゞ最前より王の怒ゝ有様を見て迚も自分ふならぬきバ彼の助命ハ叶ふまじと思ひ乃ち王の前ふ伏してらきふ寄てそがり涙を流してこの度遥々海を越へ危きを犯してこの陣中ふ来てしも唯君を思ふて君ふ仕へ奉らんゞためゝゝきもバ今一の恵を願ふも亦無理ふハならざるべし何卒天を敬ひ衆を愛して彼の六人の者を赦し給ふべしと云ひけきバ王も暫時思案の体ふりしゞ黙止し兼たりと

見へ皇妃ふ向て云く余實ハ今日君がらゝふ在らざるを願
ふなりうきをども今君の願とゝもバこゝ成聞うぎれを得を
この囚人ハ君ふ仕ゝる者ふれバ勝手ふ取計ひ給ふべしと
皇妃ハ助命の恵を願取りてその悦あゝめなりを取敢ぜ新
らしき衣服を調へて六人の者ふ支度を改めさせ英吉利の
陣所を送り出して城内へ返しゝるを

童蒙をしへ草巻の五大尾

2